

業務委託仕様書

委託業務名

那覇 MICE 受入推進業務

1. 事業目的

本市においては、市内の公共施設（那覇文化芸術劇場なは〜と等）を核とした「都市型 MICE」誘致促進に向け、主催者・利用者共に利用しやすい環境整備を図り、もって地域経済の活性化等を目指している。

本業務では、本市における強みを活かし、複数施設の連携による開催を含めた参加者の市内宿泊を伴う MICE の誘致を図り、域外需要の取り込みによる本市観光収入の増加ひいては域内事業者の収入増加等に資することを目的とする。

※「都市型 MICE」

那覇文化芸術劇場なは〜と等の市内公共施設を中心に本市の強みを活かし、必要な場合は、複数施設の連携による開催を含めた参加者の市内宿泊を伴う MICE をいう。

本市における強みは次の 3 点と捉えている。

- ① 空港や港を有するとともに、モノレールを含めた陸上交通の結節点であること
- ② コンパクトな中心市街地において、公共及び民間の MICE 実施可能施設が集積していること
- ③ 宿泊施設及び飲食施設等の関連施設が近隣に集積していること

2. 委託期間

契約締結の日から 2023 年（令和 5 年）2 月 28 日（火）まで

3. 業務内容

事業目的を達成するために、以下の業務を実施する。事業効果を高めるための独自提案や本業務と関連付けることで相乗効果が見込まれるものなど事業目的達成に資する提案等も行うものとする。

(1) 那覇 MICE 受入促進検討会開催に係る業務

今後の那覇市の MICE 受入促進に必要な施策を検討するため、市内の MICE 関連事業者（ホテル・劇場等の MICE 施設、飲食、観光コンテンツ等）で構成する「那覇 MICE 受入促進検討会」を開催し、那覇市の MICE 受入促進に関する議論・意見集約を実施する。

ア. 検討会議について

- ・ 対象者は、市内 MICE 関連事業者や業界団体等から 10 名程度を選定すること。

- ・ 選定にあたっては、本事業の目的とする那覇市域経済活動の活性化、市行政及び市内 MICE 関連事業者の連携促進の視点を踏まえたものとする。
- ・ 報酬等の支弁は、費用弁償（交通費）を対象とする。（委託料を含む）

イ. 検討会議における議論・意見集約のポイント

- ・ 市内 MICE 施設、業種、地域（エリア）固有の課題等
- ・ 市内 MICE 関連サービスの現状と課題等
- ・ 課題解決に向けた取り組みに関する提案等
- ・ 地域が連携した MICE 受入体制構築に関する事
- ・ 「都市型 MICE」の誘致促進に関する事
- ・ 令和 5 年度以降の取り組むべき事項（予算事業等）
- ・ その他、那覇 MICE 受入促進に関する事

(2) 那覇市 MICE 施設に関する実態調査

那覇市内の MICE 会場（会議・ユニークベニュー等）として活用できる公共・民間施設の概要及び MICE 受入実態を調査し整理すること。

(3) MICE 実証モニター事業の立案

上記の検討会の意見や先進事例等を踏まえ、本市の特色を生かした実証モニター事業を検討し立案すること。必要に応じて、施設その他のサービスの事前調整を済ませること。（実証モニター事業は令和 5 年度実施予定）

(4) 「那覇 MICE ナビ（仮称）」web サイト構築に向けたシステム仕様作成業務

上記の検討会より得られた意見等を踏まえ、那覇市の MICE 関連情報を発信する web サイト構築に必要な web システムの調査、システム仕様等の設計を行うこと。仕様作成の前提要件は以下の通り。

- ア. Web サイト名称案「那覇 MICE ナビ」（名称案を提示すること）
- イ. 沖縄県広域「おきなわ MICE ナビ」との共存（競合不可）
- ウ. 沖縄県広域「おきなわ MICE ナビ」に加えて那覇 MICE を補完・補強するもの
- エ. 市域 MICE 関連事業者と那覇 MICE 検討ユーザの両方に対する情報発信
- オ. 適時な情報提供と容易な操作可能なプラットフォーム（CMS）の提供
- カ. 多言語化対応
- キ. システム維持コストの圧縮・縮減

4. 成果物

本業務の成果として、以下を納品すること

- ・本業務報告書（A4版簡易製本）： 5部
- ・上記及び調査関連データ等取めた電子媒体： 一式
- ・システム仕様設計に必要なものを取めた電子媒体： 一式

※納品方法等は協議の上決定する。

5. 法令等の遵守

受託者は、個人情報及び機密情報の重要性を認識した上で、管理を厳格に行い、情報漏えい等が発生しないように万全の注意を払うとともに、個人情報の取り扱いには、個人情報関係法令等及び本市個人情報保護条例等を遵守すること。

6. 受託者の責務

受託者は次の事項に留意すること。

- (1) 業務において知り得た秘密は他に漏らさないこと。また、中立性を厳守すること。
- (2) 定められた期間に本業務が完了するよう、適切なスケジュール管理に努め、作業の円滑化を図ること。
- (3) 本業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い、本業務の目的、趣旨を十分理解したうえで、実施すること。
- (4) 本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

7. 費用負担

本業務に係る一切の経費は、特に記載がない限り委託金額に含むものとする。

8. 不良個所の修正作業

受託者は業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正補足とその他の必要な措置を講ずること。その場合の作業に係る費用は全て受託者の負担とする。

9. その他

この仕様書に記載のない事項については、発注者と受託者において協議のうえ決定するものとする。

以上